相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区六波羅南通三盛町一七〇番地、最後の住所京都市山科区川田御出町二九番地　きよみず苑　被相続人　亡　大倉　絹子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十日

京都市中京区夷川通両替町西入巴町八一　相続財産管理人　弁護士　長谷川博啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区木屋町通上之口上る聖真子町一七一番地、最後の住所京都市山科区上野寺井町一三番地五一　被相続人　亡　得田　利子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十日

京都市中京区両替町通丸太町下ル船越メディカルビル二階　藤井正大法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山口枝見子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市水走二丁目五番、最後の住所大阪府東大阪市水走二丁目五番一二号　被相続人　亡　今西　勝儀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十日

大阪市北区堂島一丁目一番二五号新山本ビル八階　相続財産管理人　弁護士　相沢　祐太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県勝田郡奈義町柿一五番地、最後の住所岡山県勝田郡奈義町柿二番地二　被相続人　亡　田村　滿雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十日

岡山市北区南方一丁目五番二号　奥村ビル三階秋山裕史法律事務所　相続財産管理人　弁護士　秋山　裕史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三原市久井町坂井原五二七六番地三、最後の住所広島市東区上温品二丁目一六番六号　被相続人　亡　坂室　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十日

事務所広島市中区東白島町一四番一五号　ＮＴＴクレド白島ビル七階　相続財産管理人　弁護士　向井　良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市戸畑区沖台二丁目六番、最後の住所北九州市戸畑区沖台二丁目六番二九号　被相続人　亡　永山　直二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十日

北九州市門司区柳町二丁目一番二四馬場ビル四〇一号　相続財産管理人　弁護士　米倉　大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県玉名市石貫一七〇六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　豸久　久枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十日

事務所熊本県玉名市岱明町野口二一二六番地二　相続財産管理人　司法書士　永田　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県下益城郡砥用町大字遠野一六一七番地、最後の住所熊本県熊本市水前寺公園一五番一二号（選任審判時の最後の住所不明）　被相続人　亡　福田敬史郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十日

熊本県上益城郡益城町大字広崎八四四番地　オフィスもりたビル２Ｆ　相続財産管理人　司法書士　大坪　由紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県肝属郡東串良町岩弘二三六六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大窪　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十日

事務所鹿児島県志布志市志布志町帖六四四一番地　相続財産管理人　司法書士　松元　修二

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二に準用する同法第二十九条及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、当該前払式特定取引業者であった者の名称及び代表者の氏名並びに主たる営業所、その他の営業所及び代理店の名称及び所在地

①　名称　株式会社ニュー友の会

②　代表者の氏名　塩田　淮子

③　主たる営業所の名称及び所在地　本社　香川県観音寺市坂本町二丁目一〇番七〇号

二、当該前払式特定取引業者であった者の許可の年月日及び許可の取消し又は失効の年月日

許可の年月日　昭和五十年五月二十一日

許可の失効年月日　平成二十八年七月九日

三、当該前払式特定取引業者であった者の営業保証金又は前受業務保証金の額

営業保証金の額　金十万円

前受業務保証金の額　金五百六万四千五十円

四、前号の営業保証金又は前受業務保証金につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を四国経済産業局長に提出してください。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の取戻しをしようとする営業保証金又は前受業務保証金は取戻されます。

平成二十八年十月二十日

香川県観音寺市坂本町二丁目一〇番七〇号　株式会社ニュー友の会　代表取締役　塩田　淮子

第80期決算公告

平成28年10月20日

山口県山口市小郡下郷1563番地2

小郡駅弁当株式会社

代表取締役　長瀬　智彦

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	40,776
	固定資産	40,854
	合計	81,631
負債及び純資産の部	流動負債	18,016
	固定負債	—
	株主資本	63,615
	資本金	15,000
	利益剰余金	56,835
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	53,085
	（うち当期純損失）	(147,740)
	自己株式	△8,220
	合計	81,631